

令和5年度における環境物品等の調達実績の概要

国立大学法人山形大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 令和5年度の経緯

令和5年度については、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（以下「調達方針」という。）に基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

(1) 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、別表「令和5年度特定調達品目調達実績取りまとめ表」等のおりである。

目標達成状況等

調達方針において、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、全て100%を目標としていたところである。

結果、各分野とも目標を達成することができた。

(2) 特定調達物品等以外の環境物品等、その他の物品、役務の調達にあたっての環境配慮の実績

① 環境物品等の調達の推進にあたって、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとし、環境物品等の判断基準を超える高い基準のものを調達することについて配慮した。

また、グリーン購入法適合品が存在しない場合についても、エコマーク等が表示され、環境保全に配慮されている物品を調達することについて配慮した。

② 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者が環境物品等の調達を推進するよう働きかけた。

(3) 当該年度調達実績に関する評価

本学においては、年度当初の調達目標を達成していると認められる。

令和6年度以降の調達においても引き続き環境物品等の調達の推進を図り、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。